

スポーツキャンプ誘致助成金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本市及びその周辺地域（以下「本市域」という。）において行われるスポーツキャンプの誘致を行う者に対し、本市域でのスポーツキャンプの開催が決定した場合、その誘致に要した費用の一部を助成することに関し必要な事項を定め、スポーツキャンプの開催を促進し、もって本市域の活性化に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は次の各号に掲げる要件を満たす誘致とする。

- (1) 当協会のスポーツキャンプ助成金交付要項第2条第1項第1号から第4号に該当するスポーツキャンプの誘致。
 - (2) 熊本市、熊本県及び熊本県観光連盟より運営経費等の補助を受けていないもの。
 - (3) 助成金交付振込先が団体名義であるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市域の活性化に大きく寄与するスポーツキャンプであると、代表理事が特に認める場合には助成の対象とする。

(助成金額)

第3条 助成金額は、当該スポーツキャンプ参加者1人当たり1,000円に宿泊日数を乗じた額で算出し、10万円を限度とする。ただし、助成の対象となるのは、当該スポーツキャンプにおいて当初3年間とする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スポーツキャンプを本市域に誘致した者とし、当該スポーツキャンプ開始予定日の1ヶ月前までに次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。但し、代表理事が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) スポーツキャンプ誘致助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) スポーツキャンプ開催計画書及び参加予定者名簿
- (3) 事業所調書
- (4) その他代表理事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 代表理事は、前条の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定をするものとする。

- 2 代表理事は、前項により助成金の交付の決定を行ったときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第6条 申請者は、当該スポーツキャンプ終了後1ヶ月以内に次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。

- (1) スポーツキャンプ誘致完了報告書(様式第3号)
- (2) 参加者名簿
- (3) 宿泊者数証明書
- (4) 誘致報告書

2 申請者は、当該スポーツキャンプ終了後1ヶ月以内に前項に掲げる書類の提出ができないときは、スポーツキャンプ誘致完了報告遅延理由書(様式第4号)を提出し、その事由について報告しなければならない。

3 代表理事は、前項の遅延理由について、やむを得ないものと判断したときに限り、当該スポーツキャンプ終了後1ヶ月を超えて、第1項に掲げる提出書類を受理するものとする。

(交付額の確定)

第7条 代表理事は前条の報告を調査のうえ、交付金額を確定し、交付確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の確定通知を受けた申請者は、スポーツキャンプ誘致助成金交付請求書(様式第6号)により、代表理事に助成金の交付請求をするものとする。

(交付)

第9条 代表理事は、前条により請求が行われたときは、第7条により確定した助成金を速やかに交付するものとする。

(中止等)

第10条 申請者は、第5条により助成金の交付決定を受けた誘致にかかるスポーツキャンプが中止となり、又は申請者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、遅滞なく交付決定取消申請書(様式第7号)を代表理事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 代表理事は、次の各号の場合、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する書類の提出があった場合。
- (2) 第6条第1項に掲げる完了報告がなされない場合及び第6条第2項に基づく遅延理由が正当と認められない場合。
- (3) 第6条第1項に掲げる完了報告の内容が第2条第1項の各号に掲げる要件を満たしていない場合。
- (4) 申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合。
- (5) 助成金の交付が適当でないと代表理事が認める場合。

- 2 前項の規定は、助成金交付確定後においても適用するものとし、既に交付を受けた助成金があるときは、代表理事はこれを返還させることが出来る。
- 3 代表理事は、第1項により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第8号）により当該主催者に通知するものとする。

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附 則

この要項は、平成17年10月1日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。